

第 2 次草津市農業振興計画 (素案)

令和 4 年 3 月

草津市

表紙裏

は じ め に

市長挨拶

市長挨撈裏

目次

I 章 農業振興計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景・趣旨	2
2. 計画の期間	3
3. 計画の構成	3
4. 計画の性格	4
II 章 本市の農業を取り巻く現状	5
1. 国の動向	6
2. 滋賀県の動向	7
3. 本市における取組	7
4. 本市の農業の特性	7
III 章 計画策定のポイント	9
1. 第1次草津市農業振興計画での取組状況	10
2. 農業や食に関する動向（アンケート・ヒアリング）	15
(1) 市民（消費者）アンケートでの意向	15
(2) 農業者（生産者）アンケートでの意向	16
(3) 小売業や食に関連する事業者ヒアリングでの意向	18
3. 取組成果・課題を踏まえた計画策定のポイント	20
IV 章 農業振興の目標	エラー! ブックマークが定義されていません。
1. 基本理念	エラー! ブックマークが定義されていません。
2. 計画の視点	エラー! ブックマークが定義されていません。
3. 基本方針	28
基本方針1 農地の保全と生産基盤の強化	28
基本方針2 人材の確保・育成と農業経営の強化	33
基本方針3 『農』を通じたつながりの拡大	38
4. 計画の推進	44
(1) 計画推進における各主体の役割	44
(2) 計画の進行管理	エラー! ブックマークが定義されていません。
(3) 計画の周知	エラー! ブックマークが定義されていません。

目次裏

I 章

農業振興計画の策定にあたって



I 章 農業振興計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨

「草津市農業振興計画」は、本市の農業振興の方針や取組を定め、今後の目指すべき方向性を示すものです。本市では、安定した産業として農業を育成することを目的に平成 21 年 3 月に「第 1 次草津市農業振興計画」を策定し、その後、環境の変化や、国や県の関連計画の内容を踏まえ、平成 28 年 3 月に改訂しました。

農業を取り巻く環境は厳しく、農業者の高齢化や減少、宅地化の進展等といった要因によって農地が減少するなどの傾向があることに加え、気候変動の影響等、新たな脅威も懸念されています。その一方で、AI、IoT 等の技術革新による生産性の向上や、グローバル化による海外マーケットのさらなる拡大等、農業の成長産業化が進行しており、また、様々な人材が農業に関わる「田園回帰」の動きもみられるようになってきています。

この間、国においては「食料・農業・農村基本計画」（令和 2 年 3 月）を策定し、食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的発展及び農村の振興に向けて、多様な主体間で連携・協働しながら施策を推進されています。また、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を実現させるため、中長期的な観点から戦略的に取り組む政策方針として「みどりの食料システム戦略」を策定し、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組と環境負荷軽減のイノベーションを推進されています。

県では、「滋賀県農業・水産業基本計画」（令和 3 年 1 0 月改定）において、本県農業の概ね 10 年後の目指す姿を示し、産業振興、地域づくり、環境配慮の 3 つの視点で取組を推進されています。

また、令和 3 年 4 月には、新たに「持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例（愛称：しがの農業みらい条例）」を施行し、全ての農業者が意欲と誇りを持って農業を営むことができるよう、持続的で生産性の高い農業に関する施策を総合的に推進し、農林水産業に関わる人のすそ野を拡大する取組にさらに力をいれることとされています。

本市においては、令和 3 年 3 月に「第 6 次草津市総合計画」を策定し、まちづくりの方針を定めました。この度、「第 1 次草津市農業振興計画」の計画期間が終了するにあたり、農業を取り巻く環境の変化、国や県および本市のまちづくりの方針に基づくとともに、計画の施策評価等を踏まえ、新たな「第 2 次草津市農業振興計画」を策定するものです。



2. 計画の期間

第2次草津市農業振興計画の計画期間は、市の「第6次草津市総合計画」と整合を図り、令和4年度から令和14年度までの11年間とします。また、国・県の関連計画の内容を踏まえて、令和8年度に見直し、令和13・14年度に次期計画の策定を行います。

なお、社会情勢の変化や関連計画の改定状況に応じて、必要な見直しを行います。

		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	
		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	
国	「食料・農業・農村基本計画」		→					策定	↓							
	策定															
滋賀県	「農業・水産業基本計画」				→			策定	↓							
	策定															
草津市	「第2次草津市農業振興計画」				→											
	策定								見直し							
草津市	「第6次草津市総合計画」		→													
	策定															

3. 計画の構成

計画は「本市の農業を取り巻く現状」、「計画策定のポイント」、「農業振興の目標」で構成しています。

本市の農業を取り巻く現状

- ・ 国の動向 ・ 滋賀県の動向
- ・ 本市における取組 ・ 本市の農業の特性

計画策定のポイント

- ・ 第1次草津市農業振興計画での取組状況
- ・ 農業や食に関する動向（アンケート・ヒアリング）
- ・ 取組成果・課題を踏まえた計画策定のポイント

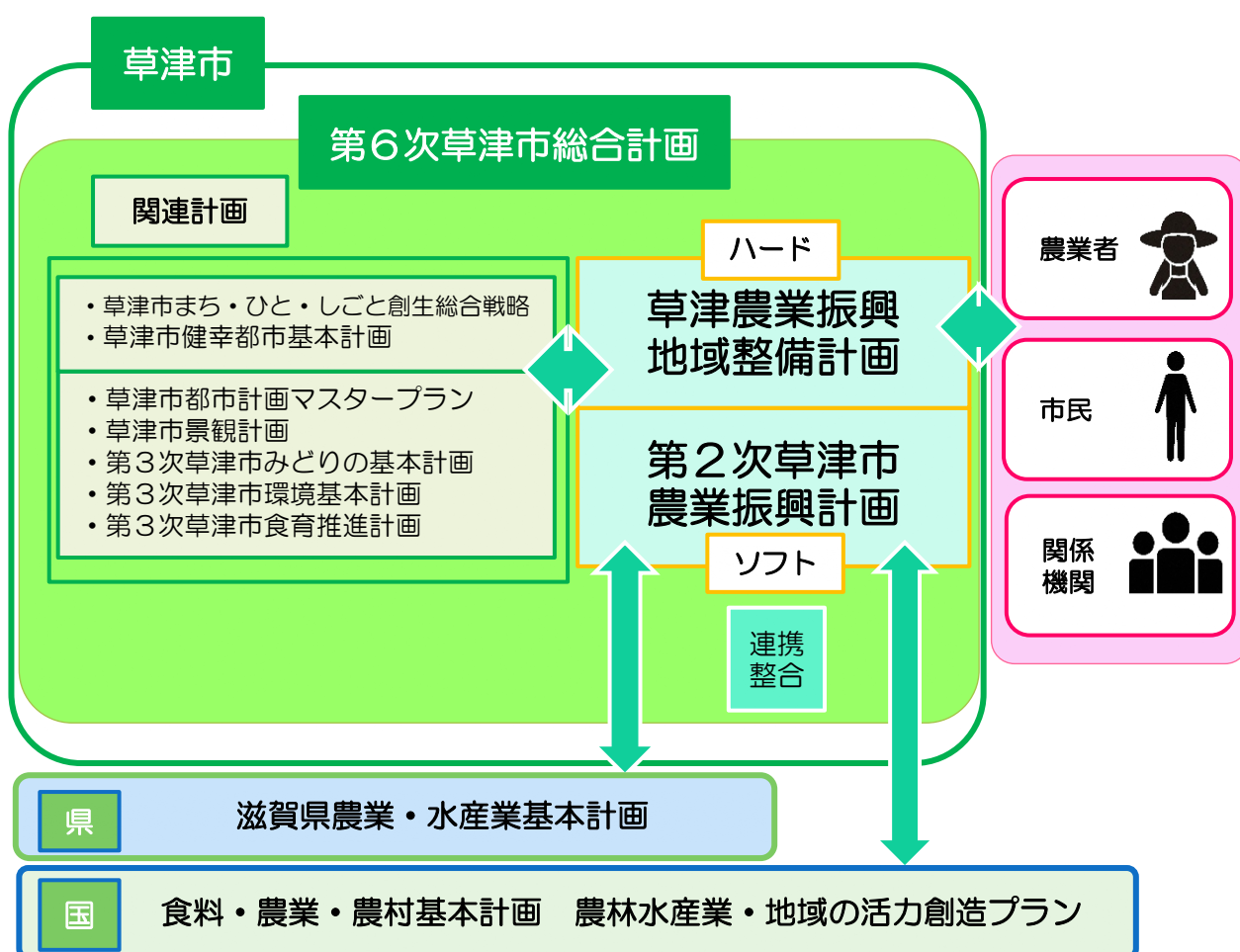
農業振興の目標

- ・ 基本理念・計画の視点・基本方針
- ・ 基本施策・取組事業

4. 計画の性格

第2次草津市農業振興計画は、上位計画である「第6次草津市総合計画」（令和3年3月）の農林水産分野における、基本方針である『農業の振興』の実現を目指す本市の農政の総合的な推進に係る計画とします。また、国の「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月）や県の新たな「滋賀県農業・水産業基本計画」（令和3年10月策定）と整合を図ります。

なお、本市の農業政策については、ソフト事業を中心とする「草津市農業振興計画」およびハード事業を中心とする「草津農業振興地域整備計画」の両輪で推進することとしています。



II章

本市の農業を取り巻く現状



Ⅱ章 本市の農業を取り巻く現状

1. 国の動向

●農業政策に係る上位関連計画

- ・国は、農業者の高齢化や耕作放棄地の増加の課題を克服し、「強い農林水産業」・「美しく活力ある農山漁村」の実現に向け、「農林水産業・地域の活力創造プラン」が平成25年に策定されています。
- ・また、同プランの農林水産業を産業として強くしていく政策（産業政策）と国土保全といった多面的機能を発揮するための政策（地域政策）の両輪で、新たな「食料・農業・農村基本計画」が令和2年3月に策定されています。
- ・それに加え、政府として、成長戦略の柱に、経済と環境の好循環を掲げ、グリーン社会の実現に最大限注力し、2050年カーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言して取り組んでいく中、食料・農林水産業の分野においても、これに積極的に貢献していく必要があることから、「みどりの食料システム戦略」が令和3年5月に策定されています。

●家族農業の重要性

- ・2017年の国連総会では、国連「家族農業の10年」（2019年から2028年）が定められました。これを受け、我が国においても、家族農業の重要性や課題を調査・分析し、持続可能な農業の推進を通じて、貧困撲滅や世界の食料安全保障の確立への貢献を目指しています。

●気候変動の影響

- ・温暖化による年平均気温の上昇や降水形態の変化、海面水位の上昇は、農作物に対して品質の低下や収量の減少に影響を与え、また、集中豪雨の発生頻度や降雨強度の増加により、農地湛水被害等のリスク増加が予測されます。

●新型コロナウイルス感染症等の新たな感染症の影響

- ・新型コロナウイルス感染症等の新たな感染症の発生により、主に外食などの消費現場での需要減退に伴う在庫の滞留や労働力の不足、輸入の一時的な停滞等の我が国の食料の安定的な供給に影響を及ぼす可能性のあるリスクが顕在化しつつあります。
- ・この状況に対し、国は経済環境の悪化を速やかに解消し、生産基盤・経営の安定を図るため、内需・外需の喚起、農業労働力の確保、国産原料への切替え等の中食・外食・加工業者対策等を講じるとともに、消費者へのわかりやすい情報提供を行うこととしています。

2. 滋賀県の動向

- ・滋賀県においては、平成 23 年に「しがの農業・水産業新戦略プラン」が策定されています。また、その後「農林水産業・地域の活力創造プラン」の策定や、「琵琶湖保全再生法」（平成 27 年）による水産資源の回復や農業水利施設の適切な保全対策の推進を受けて、平成 28 年には「滋賀県農業・水産業基本計画」が策定されています。
- ・令和 3 年には、滋賀の農業の健全な発展に資することを目的に、「持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例」（しがの農業みらい条例）が施行され、気候変動に適応しつつ農業の生産性を向上させ、農業所得の増大につなげることにより、全ての農業者が意欲と誇りを持って農業を営むことができるようにするとともに、環境との一層の調和に努めています。
- ・また、令和 3 年 10 月には、新たに「滋賀県農業・水産業基本計画」が策定され、県民みんなで創る滋賀の「食と農」を通じた「幸せ」を基本理念に、「人」、「経済」、「社会」、「環境」の 4 つの視点で滋賀県の農業・農村の振興に向けた施策が推進されています。

3. 本市における取組

- ・本市においては、平成 21 年に「第 1 次草津市農業振興計画」を策定し、「市民と農業者がともに育む 潤いと活力をあたえる『農』のあるまち」を将来像に、様々な施策を展開してきました。
- ・その後、国の「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成 27 年）、「食料・農業・農村基本計画」（平成 27 年）や、滋賀県の「滋賀県農業・水産業基本計画」（平成 28 年）といった方針に基づき、平成 28 年に同計画の見直し・改訂を行いました。

4. 本市の農業の特性

- ・本市は滋賀県の南東部に位置し、瀬戸内式気候に属した温和な気候にあります。また、市域は、東部丘陵地から流れる河川によって形成された扇状地、三角州等、肥沃な複合沖積平野からなっています。
- ・琵琶湖に近い湖辺地域や山手地域の優良農地において、米作りが盛んであり、北山田町・下笠町を中心に軟弱野菜の生産地となっています。
- ・市内の農業組合や個人野菜栽培者が集まり、都市近郊の立地を生かして団地を形成し、近畿最大級の施設野菜産地として、新鮮で質の高い軟弱野菜を中心に出荷しています。
- ・全国的な傾向と同様に、本市の農業者においても、60 歳以上が多くを占めており、高齢化の進行に伴い廃業する農業者も多く、農業経営体の数は平成 27 年から令和 2 年にかけて 200 経営体以上が減少しています。同時に、近年、農地が転用される件数も多い現状にあります。
- ・本市で栽培された農産物を「ベジクサ」と呼び PR を進めるとともに、「草津ブランド推進協議会」を設置し『草津メロン』『愛彩菜』『琵琶湖からすま蓮根』『草津あおばな』『琵琶湖元気アスパラ』『近江草津米 匠の夢』を「草津ブランド」として認証しています。

Ⅲ章

計画策定のポイント



Ⅲ章 計画策定のポイント

1. 第1次草津市農業振興計画での取組状況

基本方針1 持続的・安定的な農業経営の確立

指標	実績		目標	達成率
	H26	R2	R2	
認定農業者数	72 経営体	61 経営体	72 経営体	84.7%

成果目標について

- 新たに認定農業者となった経営体数と比べ、高齢化や離農、規模の縮小等の理由により、更新がされなかった経営体数が上回ったため、「認定農業者数」の目標は達成しませんでした。

① 活力ある経営体の育成

- 認定農業者の経営強化に向け、農業用機械・施設の導入に対して補助金の交付を行うとともに、経営所得安定対策の申請に係る支援を行いました。
- 農業経営の体質強化に向け、研修会を開催するとともに、小麦収量の増加に向け、認定農業者に後期重点型施肥栽培の提案を行いました。
- 水田のフル活用に向け、高収益作物であるキャベツやたまねぎ栽培の導入を推進するとともに、JAで、地元シェフとタイアップして野菜本来の甘みを引き出した野菜生ドレッシングを販売し、草津ブランド推進協議会でそのパッケージやPOP（広告）に係る支援を行いました。
- 農業経営体の安定化、強化に向け、法人化の推進を図るための研修会を開催しました。

② 多様な人材の育成

- 新規就農者の受入体制や普及体制を確保するため、就農相談およびサポートチームによる営農相談・営農指導等の支援を行いました。
- 農業後継者団体等の組織活動の充実を図るため、「草津市青年農業者クラブ」や「湖南農業高校」と連携し、「ベジクサ☆次世代マルシェ」を開催する等、組織活動を支援しました。
- 本市の農業振興に向け、JA・県・市の連携会議を開催し、高収益作物の推進等、各種課題について、情報共有や相談を行うことにより、援農体制のあり方の検討を行いました。

③ 産地強化・草津ブランドの創出

- 消費者等への草津市産農産物のPRを図るため、各種イベントの情報発信を行いました。
- JAや湖南農業高校と連携し、「草津野菜マルシェ」や「草津ブランド市」等のイベントを通して、ベジクサの知名度の向上を図りました。
- 「草津ブランド推進協議会」を設立し、農産物のブランド認証を進めたことに加え、立命館大学食マネジメント学部や市内飲食店との連携により、草津市産農産物の活用を広げる取組を行いました。

基本方針 2 農地の保全と農業的土地利用の増進

指標	実績		目標	達成率
	H26	R2	R2	
担い手への農地集積率	42.1%	65.5%	55.0%	119.1%

※農地集積率＝担い手農地集積面積／農用地区域農地面積

成果目標について

- 関係機関と連携した支援と、各種制度の周知により市内農地の集積が進み、「担い手への農地集積率」は目標値を大きく上回る成果がありました。

① 計画的な農地保全・高度利用の推進

- 草津農業振興地域整備計画の見直しに合わせ、GISを活用したデジタル化を行うことによって、効率的な農用地区域の管理に努めました。
- 地域ぐるみで農道や水路等の農業基盤の保全をはじめ、生態系や景観保全を行う「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業」を推進するための説明会を実施することで、取組団体数の拡大を図りました。
- 耕作放棄地の実態把握および解消に向け、農地パトロールを行うことで農地の適正な管理に努めました。
- 米の直接支払交付金が無くなることに伴い、水田での高収益作物の栽培を推進するため、JA・県・市の連携会議で協議を重ね、産地交付金での高収益作物の単価を引き上げ、農地の高度利用を進めました。

② 担い手への農地等の集積

- JA受委託事業による利用権の設定を行い、農業懇談会や市HPにおいて、農地中間管理事業の周知を図ることで、利用権設定面積の拡大を図りました。
- 地域や関係者との意見交換により、各地域の課題や担い手の農地利用の方針の見える化を図り、人と農地の課題や方向性について、共通認識を図りました。
- 耕作者に今後の農地利用のアンケートを行う等、農地の情報収集を行いました。

③ 効率的な営農環境の整備

- 馬場・山寺地区基盤整備事業を推進するため、基本設計業務や外周測量業務を実施するとともに、ほ場整備後、40年が経過している湖辺地区の土地改良施設の更新を進めるために関係者説明会等を実施しました。
- 計画的な用排水路の更新を行うため、草津用水二期事業の事業計画に基づき、更新事業を進めました。
- 土地改良区や地元農業組織が行う土地改良施設の修繕等の支援を行うことで、適正な維持管理を図りました。
- 台帳に記載されている土地改良施設について、利用状況や管理体制等の現状を把握することにより、適正管理を推進しました。

基本方針3 市民（消費者）ニーズに応える地産地消の推進

指標	実績		目標	達成率
	H26	R2	R2	
地場産物を購入するよう心がけている市民の割合	53.6%	51.9%	70.0%	74.1%

成果目標について

- 様々な機会や、HP・SNSを活用したPRの実施にかかわらず、「地場産物を購入するよう心がけている市民の割合」の目標は達成しませんでした。

① 食育と連携した地産地消の推進

- 農業懇談会で関係者と意見交換を行うことに加え、給食センターとの意見交換を行うことで、草津市産農産物の利用拡大を図りました。
- 小学生が自ら農産物を「育て・収穫し・食べる」という一連の流れを体験する「たんぼのこ体験事業」を通じて、農にふれあう機会や食の大切さを学ぶ機会の提供を行いました。

② 市内販売・流通の促進

- 草津ブランド市の開催に併せて、ブランド農産物の試食・販売会の開催を行うとともに、市内での直売所開設に向けて関係者と検討を進め、市内スーパー2店舗において、「草津あおばな館ミニショップ」を開設しました。
- 国・県と連携し、食品関連事業者との商談会や交流会に係る情報提供を行うことで、市内の農業者で新たに食品関連事業者との契約栽培や市内飲食店のメニューでの利用拡大を図りました。

③ 直売所の整備等の促進

- 次世代マルシェやイベントを開催し、生産者が消費者の声を直接聞く機会や顔と顔が見える関係づくりに努めました。
- 駅前の飲食店舗等で草津市産農産物の利用拡大を図るため、地域に密着した共同直売所の設置に向けた検討を行いました。

④ 農に関する情報提供の促進

- HPやSNS、直売所マップでの情報発信を行い、草津ブランド市やJA農業まつり等、様々な機会草津市産農産物をPRしました。
- 地域のふれあいまつり等のイベントで、環境こだわり米「みずかがみ」を提供し、消費拡大に向けたPRに努めました。

基本方針4 市民生活に潤いをもたらす農のあるまちづくりの推進

指標	実績		目標	達成率
	H26	R2	R2	
農業体験に参加した人の数	1,807人	1,747人	2,000人	87.4%

成果目標について

- たんぼのこ体験事業と市民農園の利用を推進しましたが、目標は達成しませんでした。

① ふれあいの場の確保と拡大

- 講習会の開催や体験型イベント等の開催を通じて、市民と農業者の交流する機会や市民が「農」とふれあい、「農」への理解を深める機会を創出しました。
- 次代を担う子どもたちに対して「たんぼのこ体験事業」等により、「農」に関わる機会を創出しました。
- 市民農園を通じて農業体験の場を提供することにより、多くの市民が農業に親しむ機会を創出しました。
- 朝市や即売会等を通じて、草津市産農産物の地産地消を推進することによって、多くの市民が草津市産農産物に親しむ機会を創出しました。

② 環境配慮型・資源循環型農業の推進

- 地域のふれあいまつり等のイベントで、環境こだわり米「みずかがみ」を提供し、消費拡大に向けたPRに努めました。(再掲)
- 地域ぐるみで農道や水路等の農業基盤の保全をはじめ、生態系や景観保全を行う「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業」を推進するための説明会を実施することで、取組団体数の拡大を図りました。(再掲)
- 県が推進する琵琶湖バイオマスプロジェクトに参画し、市内で発生する野菜残さの利用について、協議を行いました。

基本方針5 農業振興のためのネットワーク強化

① 関係機関との連携強化

- 本市の農業振興に向け、J A、県と定期的に連携会議を開催し、高収益作物の推進等、各種課題の共有や、ネットワーク強化に努めました。
- 市内飲食店への草津市産農産物の利用に向けた意向調査アンケートを実施することで、ニーズの把握に努めました。
- 市内飲食店との農商連携により、草津ブランド（愛彩菜・からすま蓮根）を使ったパンを開発し、草津市産農産物のPRにつなげました。
- 6次産業化の取組として、J Aと地元シェフの連携により、規格外野菜を活用した野菜生ドレッシングを販売しました。

② 市域を超えた取組強化

- 大津湖南地域野菜振興協議会に参画し、広域連携事業として「近江のキャベツ」の栽培を推進しました。
- 湖南地域農業センターが主催する調整会議や各部会等に参画することで、市域を超えた広域的な産地形成に向けた情報共有や農業者への支援を行いました。

2. 農業や食に関する動向（アンケート・ヒアリング）

（1）市民（消費者）アンケート〈R2.12～R3.1〉での意向（939件／2,000件
47.0%）

●市民の草津市産農産物の購入意向

- 市民の農産物の購入先は、性別、年齢にかかわらず「スーパーマーケット」が多く、利用理由は「距離の近さ」の回答率が高い。
- 草津市産の農産物を「ぜひ購入したい」割合や認知度が前回調査よりも減少し、購入したいと思わない理由として「あまり産地に興味がない」の回答率が高い。
- 草津市産の農産物を購入する条件は「主に利用する購入先で取り扱っている」ことの回答率が高く、「草津あおばな館」や「道の駅草津（グリーンプラザからすま）」を利用している人は、草津市産の農産物を「ぜひ購入したい」と考える回答率が高い。



- 市民の産地への関心度が減り、草津市産農産物の購入意向が減少しています。
 - 農産物は身近な場で購入する傾向にあり、利用先で取扱いがあれば、草津市産農産物を購入する可能性があります。
- ⇒草津市産農産物の情報発信や流通拡大を行っていく必要があります。

●ブランド農産物のイメージ

- ブランド農産物のイメージは、「品質（味等）」がとても優れている」「地域性がある（地域の特産物等）」「高級感がある」の回答率が高く、求めることも「すぐれた品質（味等）」の回答率が高い。



- ブランド農産物のイメージ、求める点ともに味などの品質が優れていることが挙げられています。
- ⇒消費者ニーズを把握し、ブランドの価値向上やイメージを再構築していく必要があります。

●市民と農業の関り方

- 草津市内で農業と関わった経験がない人が、前回調査時より大きく増加した。農業への関りを妨げることとして、「栽培の知識がないこと」が同様に前回調査時より大きく増加した。
- 「30～40歳代」で農業と関わりたい要望がやや高く、その方法としては「家庭菜園やベランダ菜園」「観光農園（イチゴ狩り等）」が挙げられている。



- 農業との関わりがない人が増加し、栽培知識の不足がその要因と推察されます。
 - 農業との関わり方として、家庭菜園やベランダ菜園、観光農園の要望が高くなっています。
- ⇒潜在需要を掘り起こす事業展開を行っていく必要があります。

●農業従事の意向

- 農業に対するイメージとして、「儲かりそうにない」「自然災害のリスクが高い」「重労働である」といったネガティブなイメージに対する回答率が高い一方で「社会的意義がある」といった認識も強い。
- 職業として農業に従事する条件として「収入が安定していること」の回答率が高い。



●農業に対して低収入であり、リスクや重労働というネガティブなイメージが強く、市民が農業に従事する条件として、収入の安定性が求められています。

⇒既存の農業者の持続可能な農業経営および新規就農者の確保のために、農業所得の向上に向けた事業を行って行く必要があります。

(2) 農業者（生産者）アンケートでの意向（169件／300件 56.3%）

●農業者の状況

- 前回調査と比べると、「個人経営で専業農家」が20.1ポイント増加し3割以上となり、「個人経営で兼業農家（農業収入の割合が少ない）」が19ポイント減少し、同じく3割以上となっている。
- 耕作面積は「100a未満」が半数以上を占めており、農業所得は「50万円未満」が4割以上である。農業以外の所得を主とする農業者の場合、耕作面積は「100a未満」が8割以上、農業所得は「50万円未満」が6割以上となっている。
- 生産している農産物は「水稻」が8割以上と最も多く、次いで「野菜」が4割以上、「麦・大豆」が1割以上となっている。



●耕作面積が100a未満、農業所得が50万円未満の小規模な農家が多くを占めています。

⇒今後の中・小規模農家の農地を耕作放棄地にすることなく、どのような展望で利活用していくのか方向性を示す必要があります。

●後継者や担い手の状況

- 後継者については「後継者候補はいるが、引き継ぐかは未定」が18.6ポイント増加し、おおよそ5割となっている。
- 担い手の確保に向けて「定年後の就農に向けた支援を行う」ことが必要との意見が4割以上と最も高く、現在行っている人材確保の方策として「特になし」の農業者がおおよそ7割とほとんどである。



●後継者に引き継ぐか未定および後継者がいない農業者が大半であり、多くの農業者が、現在、人材確保に関して何も行っていません。

⇒後継者が明確でない農業者の農地を耕作放棄地にすることなく、どのような展望で利活用していくのか方向性を示す必要があります。

●農業経営について

- 法人化に対して「今はわからない」が3割以上、「法人化するつもりはない」が4割以上であり、希望しない理由に「必要性を感じない」が高い。
- 農業経営の今後を「拡大していく」の回答が14.2%と前回より10%以上増加している。
- ブランド農産物を「生産していないが、今後生産したい」が15.4%、「生産していないし、今後もしない」が63.9%となっている。



- 法人化の必要性を感じず、検討していない農業者が大半を占めています。一方で、今後、規模を拡大する見込みの農業者は増加しています。
⇒農業経営を持続可能に進めていくための手法として、法人化は有効な手段であることから、その必要性等について農業者に啓発を行っていく必要があります。
- ブランド農産物を今後も生産する意向がない農業事業者が多く、ブランド農産物への関心が低いことが伺えます。
⇒消費者ニーズを把握し、ブランドの価値向上やイメージを再構築することで、より魅力ある草津ブランドを創造する必要があります。

●耕作放棄地について

- 耕作していない農地が「ある」は25.4%であり、その理由は「立地等耕作条件が悪い」が高く、「当分はそのままにしておきたい」の今後の意向が高い。



- 耕作していない農地を持つ農業者が2割以上であり、耕作条件が悪く、そのまま放置する傾向にあります。
⇒耕作放棄地となっている原因に合わせたその解決方法について、関係機関と連携した取組を検討する必要があります。

●野菜残さ処理の問題

- 野菜残さに対しては、処分場所に困っている農家の声がこれまでから多い。また、アンケートでは、「そのまま田や畑に鋤き込んでいる」が4割と高い。



- そのまま田や畑に鋤き込むと、細菌による土壌感染症等の一因となり、次の作付の品質等に悪影響を及ぼす恐れがあります。
⇒土づくりによる作物の高付加価値化などを見据え、資源循環型農業による持続可能な処理に係る枠組みを検討する必要があります。

(3) 小売業や食に関連する事業者ヒアリングでの意向 (21件 (小売業者、ホテル、JA))

①小売業の草津市産農産物の取り扱いについて

取り扱っている店舗の主な回答

●地場産物が好まれている

- ・滋賀県の方は地元のを好む傾向があると考え、今後も地場産物を取り扱う見込みである。
- ・地場産コーナーがそれなりに人気であり、今後も取り扱う見込みである。
- ・地場産物の取り扱い意向は極めて高く、どこで誰が作っているかがわかり安心を生むため、お客様のニーズとして強い。
- ・野菜は地場産コーナーで取り扱っており、草津メロンは期間限定でコーナーを作る。草津メロンほど人気があるものは今のところない。

取り扱っていない・不明店舗の主な回答

●本社の意向

- ・地場産物を取り扱う場合、本社に申請が必要であり、手間が掛かるため行動に移しづらい。
- ・本社から地場産を取り扱う許可が下りれば地場産のコーナー等を実施してみたい。

●産地を優先していない

- ・滋賀県産、草津市産というよりも値段と品質で決めているため、地場産物の取扱いは不明。
- ・産地を表に出すよりディスカウントを売りにしている店舗であり、本社方針もあることから、店舗単体で実施は難しい。
- ・もし滋賀県産、草津市産のものが、他の産地より質や値段が良ければ、コーナーで取り扱っても良い。



●地場産物のニーズが高いと認識している店舗が主に地場産物の取り扱いや、常設コーナーを設けています。

●店舗が本社方針に従っている場合や、産地よりも価格や品質等を優先している場合は、地場産物の取り扱いを優先していない傾向にあります。

⇒ロット数、価格等の諸課題から、既存の枠組みの中では新規に取り扱いを増やすことが難しいケースが伺えます。(以下②③④についても同様)

②小売店が地場産物を販売する上での課題について

●安定供給が難しい

- ・商品が安定供給でないので、お客さんが付かない。生産者の付加価値を野菜ではそこまで消費者に伝わらない。
- ・地場産物の供給が不安定であり、売り場を維持することができない。種類が少なく、偏りがある。
- ・地場産物は応用が利かない。その商品がない時に別の産地のものを代理で置くことが地場産コーナーではできない。

●特徴がない

- ・地場産とそうでないもので違いや特徴がないため、付加価値を見出してほしい。
- ・質と量、価格のトータルバランスが重要であり、他の産地でよい質・量があると難しい。

●本社の意向が必要

- ・地場産品の取り扱いには本社申請が必要であり、その手間で後回しとしている。
- ・基本的に本社方針に従うため、店舗独自で動くことが難しい。

●その他

- ・個人農家と直接やり取りは使用禁止の農薬等を扱っている可能性もあり、リスクが高く、中規模大規模農家や、農協、業者を通してのやり取りでないと難しい。しかし、後者は、ある程度の販売数を見込めないと厳しいため、当店では難しいと考える。



- 安定して地場産物を提供できていないことや、地場産物の特徴がないことから、店舗で取り扱いにくい点となっています。
- 本社が県外、市外であり、地場産物の取り扱い方針のない店舗は、取扱いを独自で決めることが難しいもしくは、そこまでの優先順位を感じていないと見込まれます。

③ホテルの草津市産農産物の取り扱いについて

取り扱っている店舗の主な回答

- ・現在は、コロナの状況下にあるため、感染リスクが低い加工食品を仕入れているが、以前は地場産を仕入れていた。会社の方針として、なるべく地場産物を取り扱うこととなっており、今後もそれに従う見込みである。

取り扱っていない・不明店舗の主な回答

- ・食品関係は、本社の指示に従っているため、現状では取り扱う予定はない。
- ・ホテル内の施設に仕入れ方法を任せており、特に地場産を優先して扱っていない。



- 基本的に本社の方針に従って商品を取り扱う傾向にあり、地場産物を優先して取り扱う意向がある場合は、食事で提供しています。

④地場産物を販売する上での課題について

- ・食材の調達手段が確立されており、地場産利用の予定はない。もし利用するなら、価格面や食材の提供方法等について調整してもらえることが重要となる。
- ・流通が課題であり、地場産物を取り扱う人と契約しても配送手段がない。
- ・地場産物のコストが高いことが課題である。
- ・そもそも取り扱う方針がない。



- 食材の取り扱いが少なく、コストの高さや、配送手段等のノウハウが必要となります。

3. 取組成果・課題を踏まえた計画策定のポイント



